

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和3年8月20日

福島県監査委員 星 公正
福島県監査委員 佐久間 俊男
福島県監査委員 佐竹 浩
福島県監査委員 高橋 宏和

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
内水面水産試験場	令和元年度 令和2年度	令和3年6月15日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
南会津農林事務所	令和2年度	令和3年7月15日	星 公正	佐竹 浩	実地監査

(2) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津建設事務所	令和2年度	令和3年7月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

(3) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
西会津高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月9日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
原町高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月9日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
教育センター	令和2年度	令和3年6月11日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
南会津高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
只見高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
小高産業技術高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月17日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
修明高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月18日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
たむら支援学校	令和元年度 令和2年度	令和3年7月8日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
郡山北工業高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年7月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

(4) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
いわき中央警察署	令和2年度	令和3年6月9日	星 公正	佐竹 浩	書面監査
福島北警察署	令和元年度 令和2年度	令和3年6月11日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
会津若松警察署	令和2年度	令和3年6月15日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
白河警察署	令和元年度 令和2年度	令和3年6月18日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 土木部

監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
南会津建設事務所	・昨年度の定期監査において、前渡資金による公共料金の事務手続について適正を欠いているため改善を求めたが、支払残金の精算を7日以内に行っていないもの及び水道料金2件について前渡資金口座への支出命令を失念しているものがある。

(3) 教育委員会

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
原町高等学校	<p>・報酬、報償費及び旅費の支払いについて、牽制体制が機能しておらず、事務手続に著しく適正を欠いたため、支出事務に重大な影響を与えたものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>1 令和元年5月分から同年11月分までの部活動指導員Aの報酬429,339円について、翌月の定められた日に支払うべきところ、同年12月13日に支払っている。</p> <p>2 進路講演会、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成トップリーダー研修会及び特別講習会の講師に対する報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っている。</p> <p>(1) 進路講演会 開 催 日 平成31年4月27日 支 払 日 令和2年1月16日 報 償 費 額 28,100円 旅 費 額 5,240円</p> <p>(2) 福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成トップリーダー研修会 開 催 日 令和元年8月6日及び同月7日 支 払 日 令和2年1月10日 報 償 費 額 40,000円 (20,000円×2日) 旅 費 額 2,300円</p> <p>(3) 特別講習会 開 催 日 令和元年8月17日 支 払 日 令和2年1月16日 報 償 費 額 160,000円 (20,000円×8講座) 旅 費 額 44,280円 (19,480円、19,560円、5,240円)</p> <p>(是正又は改善の意見) 報酬、報償費及び旅費の支出に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。</p>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(4) 公安委員会

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
福島北警察署	<p>・機械設備保全管理業務委託契約において、予定価格が随意契約ができる限度額100万円を超えているにもかかわらず、特段の理由がない中、随意契約により契約している。</p>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第18号

令和3年3月26日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年8月20日

福島県監査委員 星 公 正
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 佐 竹 浩 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 3 財 第 5 2 2 号
 令和3年6月11日

福島県監査委員 星 公 正
 福島県監査委員 佐久間 俊 男 様
 福島県監査委員 佐 竹 浩 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

令和2年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年3月15日付け2福監第360号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
プロポーザル方式・コンペ方式による契約について
- 2 意見及び措置の状況について

監 査 委 員 意 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見 2 個別の検討・改善事項 (1) プロポーザル方式等を採用する理由について 地方自治体の契約は、一般競争入札によることが原則であるため、プロポーザル方式等により契約を締結しようとする場合は、その必要性を十分に検討し、真に必要と認められる場合に採用するという運用が必要である。 このため、プロポーザル方式等により事業を実施する場合には、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し、意思決定を行っていただきたい。 また、必要性が十分に認められない場合には、一般競争入札等による契約事務を行っていただきたい。（広報課、県北地方振興局、相双地方振興局、いわき地方振興局、地域振興課、スポーツ課、只見線再開準備室、環境創造センター、こども・青少年政策課、商工総務課、産業人材育成課、観光交流課、空港交流課、県産品振興戦略課、テクノアカデミー郡山、環境保全農業課、農産物流通課、園芸課、水産課）</p>	<p>（広報課） プロポーザル方式等の採用に当たっては、その必要性を十分に検討した上で、採用する場合にはその理由を起案文書に記載することとする。</p> <p>（県北地方振興局） 令和3年度事業の企画提案公募を実施する際には、プロポーザル方式等とする必要性を起案文書に明記し、意思決定した。</p> <p>（相双地方振興局） プロポーザル方式等による契約締結については、その必要性を検討するとともに、起案文書に理由を明記する。</p> <p>（いわき地方振興局） 今年度より、プロポーザル方式等により事業を実施する場合には、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載することとしている。</p> <p>（地域振興課） 令和3年度事業から、プロポーザル方式等により事業を実施する場合には、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し、意思決定を行うこととする。</p> <p>（スポーツ課） 契約の方法について、多角的な視点により広く検討をするとともに、プロポーザル方式等を採用する場合には、</p>

その具体的な理由を起案文書等に明記することとした。

(只見線再開準備室、環境創造センター)

一般競争入札ではその目的を達成できない場合や、より効果的な事業が実施できる委託先を選定する必要がある場合にのみプロポーザルを採用するよう、事業内容を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載する。

(こども・青少年政策課)

プロポーザル方式等により事業を実施する場合は、必要性を十分に検討した上で、今後は具体的な理由を起案文書に記載し意思決定する。

(商工総務課)

プロポーザル方式等により事業を実施する際は、起案文書に当該方式を採用した具体的な理由を記載することとする。

(産業人材育成課)

令和3年度の事業については、プロポーザル方式等により事業を実施する必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し、意思決定を行った。

(観光交流課、空港交流課、県産品振興戦略課)

プロポーザル実施に係る伺いの際に、その必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し諮った上、決定していくこととする。

(テクノアカデミー郡山)

今後は、事業の必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し、意思決定を行う。

(環境保全農業課)

これまでの事業展開により人材育成に向けた手法が蓄積されたため、今後の契約に当たっては、プロポーザル方式に限定せず、事業目的達成のために最善の方法を検討した上で、適切な契約方法で事業展開をしていくこととする。

(農産物流通課)

プロポーザル方式等により事業を実施する場合は、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に明記し意思決定することとする。

(園芸課)

(2) 募集要領の公告から企画提案書提出期限までの期間について

プロポーザル方式等による契約は、契約相手方が持っている優れた企画力や高度な技術力を活用するため、複数の参加者から提案書の提出を受け、その内容を審査して契約相手方を決定するものである。

事業者の募集に当たっては、より多くの事業者が参加を検討できるよう、また、十分に時間をかけて優れた企画提案書を作成する機会が確保できるように、募集公告から提案書の提出、プレゼンテーション開催までの一連の事務手続の期間について、適切な日程を設定する必要がある。

ア 募集公告から参加表明までの日数

公告日から参加表明期限までの期間を比較的短く（1週間未満）設定している機関においては、より多くの事業者が参加を検討する機会を確保するため、十分な期間を確保した募集日程とすることを検討していただきたい。（広報課、いわき地方振興局、企業立地課）

イ 募集公告から提案書提出までの日数

公告日から提案書提出期限までの期間を比較的短く（15日未満）設定している機関においては、より多くの参加者が提案書を提出する機会を確保するため、十分な期間を確保した募集日程とすることを検討していただきたい。（広報課、県北地方振興局、いわき地方振興局、企

実施する事業の特殊性やその専門性の高さを十分に踏まえ、適切な契約方法を検討し、プロポーザル方式等により事業を実施しようとする場合には、起案文書にて意思決定を行うように是正した。

（水産課）

プロポーザル方式等により事業を実施する場合は、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し意思決定を行う。

（広報課）

公告日から参加表明期限までの期間を1週間以上とするよう、余裕を持ったスケジュールリングを行うこととする。

（いわき地方振興局）

今年度より、公告日から参加表明期限までの日数については、2週間程度の期間を確保した募集日程とすることとする。

（企業立地課）

次回公告からは、当該期間を十分に確保した募集日程とする。

（広報課）

公告日から提案書提出期限までの期間を15日以上とするよう、余裕を持ったスケジュールリングを行うこととする。

（県北地方振興局）

令和3年度事業の企画提案公募については、募集公告から参加表明の期限までの期間を1週間以上、募集公告から提案書提出の期限までの期間を15日

業立地課、産業人材育成課、テクノアカデミー郡山)

(3) 審査基準の公表について

価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、様々な観点から審査が行われることから、事業者選定の公正性・透明性を確保するため、審査基準を募集要領に記載するなど、事前に公表する必要がある。

ア 審査基準の公表

審査基準の公表を行っていない機関においては、審査基準（評価項目、評価基準及び配点）の事前公表を検討していただきたい。（県北地方振興局、危機管理課、地域振興課、消費生活課、児童家庭課）

イ 全ての審査基準の公表

審査基準のうち、評価項目のみを公表している機関において

以上確保して実施した。

（いわき地方振興局）

今年度より、募集公告から提案書提出までの日数について、3週間程度の期間を確保した募集日程とすることとする。

（企業立地課）

次回公告からは、当該期間を十分に確保した募集日程とする。

（産業人材育成課）

令和3年度の事業については、公告日から提案書提出期限までの期間を十分に確保した募集日程とするよう努めた。

（テクノアカデミー郡山）

次回公告からは長い期間（15日以上）を設定することにより、より多くの参加者が提案書を提出できる機会を確保する。

（県北地方振興局）

令和3年度事業の企画提案公募については、審査基準（評価項目、評価基準及び配点）を事前に公表した。

（危機管理課）

令和2年度実施分より審査基準を公表している。

（地域振興課）

監査委員の意見を踏まえ、令和3年度事業から、審査基準を募集要領に記載するなど、事前に公表することとする。

（消費生活課）

実施要領に審査基準を明記し、Webサイトにおいて事前公表することとする。

（児童家庭課）

今後は審査基準を公表する。

（県北地方振興局）

令和3年度事業の企画提案公募については、評価基準及び配点を公表し

は、評価基準と配点も公表することについて検討していただきたい。（県北地方振興局、こども・青少年政策課、商工総務課、産業人材育成課、観光交流課、県産品振興戦略課）

(4) 審査結果の公表について

価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、審査委員等の評価によって事業者が選定されることから、選定の公正性・透明性を確保するため、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）を公表する必要がある。

ア 審査結果の公表

契約候補者名、全応募者の評点のいずれも公表していない機関においては、これらをWebサイトで公表することについて検討していただきたい。（広報課、相双地方振興局、いわき地方振興局、危機管理課、原子力安全対策課、地域振興課、消費生活課、男女共生課、只見線再開準備室、社会福祉課、食品生活衛生課、こども・青少年政策課、児童家庭課、商工総務課、企業立地課、産業人材育成課、観光交流課、空港交流課、県産品振興戦略課、テクノアカデミー郡山、環境保全農業課、農産物流通課、園芸課、水産課）

た。

（こども・青少年政策課）

令和3年度事業から審査基準（評価基準及び配点を含む。）を公表している。

（商工総務課）

審査基準（評価基準）については公表しており、配点についても、今後公表を検討する。

（産業人材育成課）

令和3年度の事業については、評価基準と配点も公表した。

（観光交流課、県産品振興戦略課）

評価基準と配点については、今後公表を検討する。

（広報課）

審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）の公表については、今後公表を検討する。

（相双地方振興局）

選定の公平性・透明性を確保するため、契約候補者等の情報をWebサイトで公表する。

（いわき地方振興局）

今年度より、契約候補者名及び全応募者の評点について、Webサイトで公表するようにしている。

（危機管理課・原子力安全対策課）

契約候補者名及び契約候補者の得た評点については、Webサイトで公表することを検討する。

（地域振興課）

令和3年度事業から、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）を、Webサイトで公表することとする。

（消費生活課、男女共生課、只見線再開準備室）

契約候補者名及び全応募者の評点について、Webサイトで公表することとする。

(社会福祉課)
今後は契約候補者名及び全応募者の
評点を公表する。

(食品生活衛生課)
契約候補者名、全応募者の評点につ
いて、当課Webサイト等で公表する。

(こども・青少年政策課)
今後は契約候補者名及び全応募者の
評点を公表する。

(児童家庭課)
今後は契約候補者名及び全応募者の
評点を公表する。

(商工総務課)
契約候補者名及び全応募者の評点に
ついては、今後公表を検討する。

(企業立地課、産業人材育成課)
契約候補者名及び全応募者の評点に
ついては、今後公表を検討する。

(観光交流課、空港交流課、県産品振
興戦略課)
契約候補者名及び全応募者の評点に
ついては、今後公表を検討する。

(テクノアカデミー郡山)
契約候補者名及び全応募者の評点に
ついては、今後公表を検討する。

(環境保全農業課)
今後プロポーザル方式等により事業
を実施する場合は、審査結果(契約候
補者名及び全応募者の評点)について
課のWebサイトで公表することとする。

(農産物流通課)
審査結果の公表については原則Web
サイトで公表する方針とし、令和3年
度契約分から公表する。

(園芸課)
審査結果を募集したWebサイトで公
表するように是正した。

(水産課)
令和3年度から、契約候補者名及び
全応募者の評点をWebサイトで公表す
る。

(職員業務課)
プロポーザル方式等を採用した場合
は、契約候補者名及び全応募者の評点
を公表する。

イ 全応募者の評点の公表
契約候補者名のみ公表してい
る機関においては、全応募者の
評点もWebサイトで公表するこ

とについて検討していただきたい。(職員業務課、県北地方振興局、スポーツ課、環境創造センター)

(5) 再委託の事務手続について

ほとんどの事業の契約書で、再委託等を行う場合の事務手続が定められている。再委託の実施の有無について、事業者は業務実施体制の確認を行い、再委託がある場合には、契約書の規定に基づく事務手続を行っていただきたい。(広報課、県北地方振興局、相双地方振興局、いわき地方振興局、原子力安全対策課、地域振興課、スポーツ課、消費生活課、男女共生課、只見線再開準備室、こども・青少年政策課、企業立地課、観光交流課、農産物流通課、水産課)

(県北地方振興局)

令和3年度事業の企画提案公募については、応募者の評点をWebサイト上で公表した。

(スポーツ課)

プロポーザル方式等を採用した場合は、全応募者の評点も含めた審査結果を公表し、選定の公平性・透明性を確保することとした。

(環境創造センター)

契約候補者名に加えて、全応募者の評点もWebサイトで公表することとする。

(広報課)

事業着手前に、再委託の有無を確認するとともに、再委託がある場合は契約書の規定に基づく事務手続を行うこととする。

(県北地方振興局)

再委託について契約書に明記し、再委託がある場合は、所要の事務手続を行うこととする。

(相双地方振興局)

委託事業者は業務体制の確認を行うとともに、再委託がある場合には契約書の規定に基づく事務手続を行う。

(いわき地方振興局)

今年度より、事業者への業務実施体制の確認の際、再委託がある場合には、契約書の規定に基づく事務手続を行うこととする。

(原子力安全対策課)

令和3年度契約より再委託の実施の有無の確認及び契約書の規定に基づく事務手続を行うこととする。

(地域振興課)

令和3年度事業から、再委託の実施の有無について、事業者は業務実施体制の確認を行い、再委託がある場合には、契約書の規定に基づく事務手続を行うこととする。

(スポーツ課)

委託先の業務実施体制を十分に確認し、業務の再委託があると認められる場合には、契約書の規定に基づく手続を徹底することとした。

(消費生活課、男女共生課)

契約締結後、事業者による業務実施体制の確認を行い、再委託があるものについては、契約書規定に基づく事務手続を行うこととする。

(只見線再開準備室)

業務の一部再委託に関して、契約書の規定に基づき対応することとする。

(こども・青少年政策課)

今後は受託者に事前に再委託の有無を確認し、再委託を実施する場合は書面で協議の上、県の承諾を得るように指導する。

(企業立地課)

企画提案競技時に提出される執行体制図により再委託を確認し、再委託を行う事業者を受託事業者とした場合は、適正な事務手続を行う。

(観光交流課)

再委託がある場合には、契約書の規定に基づく事務手続を行っていく。

(農産物流通課)

再委託の事務手続については事業者による業務体制の確認を行い、再委託がある場合には契約書の規定に基づく事務手続を行うこととしている。

(水産課)

事業者による業務実施体制の確認を行い、再委託がある場合は、契約書締結に基づく事務手続を行うこととする。

(監査総務課)

監査公表第19号

令和3年3月26日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年8月20日

福島県監査委員 星 公 正
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 2 病 第 8 2 6 号
 令和3年3月25日

福島県監査委員 星 公 正
 福島県監査委員 佐久間 俊 男 様
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文 閣

令和2年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年3月15日付け2福監第360号で報告ありました令和2年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
プロポーザル方式・コンペ方式による契約について
- 2 意見及び措置の状況について

監 査 委 員 意 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 個別の改善・検討事項</p> <p>(3) 審査基準の公表について 価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、様々な観点から審査が行われることから、事業者選定の公正性・透明性を確保するため、審査基準を募集要領に記載するなど、事前に公表する必要がある。</p> <p>ア 審査基準の公表 審査基準の公表を行っていない機関においては、審査基準（評価項目、評価基準及び配点）の事前公表を検討していただきたい。（病院経営課）</p> <p>イ 全ての審査基準の公表 審査基準のうち、評価項目のみを公表している機関においては、評価基準と配点も公表することについて検討していただきたい。（病院経営課）</p> <p>(4) 審査結果の公表について 価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、審査委員等の評価によって事業者が選定されることから、選定の公正性・透明性を確保するため、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）を公表する必要がある。</p> <p>ア 審査結果の公表 契約候補者名、全応募者の評点のいずれも公表していない機関においては、これらをWebサイトで公表することについて検討していただきたい。（病院経営課）</p> <p>イ 全応募者の評点の公表 契約候補者名のみ公表している機関においては、全応募者の評点もWebサイトで公表することについて検討していただきたい。（病院経営課）</p>	<p>（病院経営課） 今後、プロポーザル方式等による契約事務を行う際には、審査基準を事前に公表することとする。</p> <p>（病院経営課） 今後、プロポーザル方式等による契約事務を行う際には、評価項目だけでなく、評価基準と配点も公表することとする。</p> <p>（病院経営課） 今後、プロポーザル方式等による契約事務を行う際には、契約候補者名と全応募者の評点をWebサイトで公表することとする。</p> <p>（病院経営課） 今後、プロポーザル方式等による契約事務を行う際には、契約候補者名と全応募者の評点をWebサイトで公表することとする。</p>

(監査総務課)

令和3年3月26日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県議会議長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年8月20日

福島県監査委員 星 公 正
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 3 福局議第65号
 令和3年5月26日

福島県監査委員 星 公 正
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

様

福島県議会議長 太 田 光 秋 閣

令和2年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年3月15日付け2福監第360号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
プロポーザル方式・コンペ方式による契約について
- 2 意見及び措置の状況について

監 査 委 員 意 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見 2 個別の改善・検討事項 (4) 審査結果の公表について 価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、審査委員等の評価によって事業者が選定されることから、選定の公正性・透明性を確保するため、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）を公表する必要がある。 ア 審査結果の公表 契約候補者名、全応募者の評点のいずれも公表していない機関においては、これらをWebサイトで公表することについて検討していただきたい。（議事課）</p>	<p>（議事課） 審査基準については従来より実施要領の関係書類として公表していたが、行政監査の結果を受け、令和3年度からは審査基準、審査結果、契約候補者名等について、Webサイトで公表予定である。</p>

（監査総務課）